

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入札名 秋田市河辺総合福祉交流センターおよび秋田市立中央図書館明德館河辺分館自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 仕様書 別紙のとおり
- (3) 履行場所 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地1
秋田市河辺総合福祉交流センターおよび秋田市立中央図書館明德館河辺分館
- (4) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 入札参加要件
 - ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。
 - イ 電気主任技術者（第三種以上）の有資格者が在籍していること。
 - ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。（過去2年より前に長期継続契約を締結し、現在、履行中のものを含めてもよい。）
 - エ 市税の滞納がないこと。
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- (6) 入札参加申込み
 - ア 受付期間
平成30年2月5日（月）から同年2月13日（火）まで
土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
 - イ 受付場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当
- (7) 指名（非指名）通知 平成30年2月21日（水）までにFAXで通知
- (8) 入札
 - ア 日時 平成30年3月2日（金） 午後2時30分

- イ 場 所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所2階 2-C会議室
ウ 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定より免除
(8) 契約日 落札日から平成30年3月8日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成30年2月13日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 電気主任技術者資格証明書の写し

ウ 誓約・同意書(過去2年間における実績(過去2年より前に長期継続契約を締結し、現在、履行中のものを含めてもよい。)を確認できる契約書等の写し添付:2件以上)

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

(ウ) 非課税の場合は、非課税であることを証する書類の写し

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ アおよびウの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限

の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札候補者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当

電話 018-888-5657